

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第2条第2項中「第3号」を「第4号」に、「第6号」を「第7号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第3条中「第3号」を「第4号」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第4条第1項中「第4号」を「第5号」に、「第6号」を「第7号」に改め、同条第2項中「、第3号及び第6号」を「から第4号まで及び第7号」に改め、同項第3号中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第1条第3号に掲げる職員 100分の20

第4条第3項中「第1条第4号」を「第1条第5号」に改め、同条第4項中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改める。

附則第2項中「、第3号及び第6号」を「から第4号まで及び第7号」に、「第1条第6号」を「第1条第7号」に改める。

別表中

「

副市長	1,096,000円
-----	------------

」

を

「

副市長	1,096,000円
教育長	907,000円

」

に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第3号及び第6号」を「第4号及び第7号」に改め、同項第1号イ中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号ウ中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改め、同項第2号イ中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同号ウ中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改める。

(大阪市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市教育長の給与等に関する条例（昭和27年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市教育長の勤務時間等に関する条例

第1条中「教育長の給与、」を「別に定めがあるもののほか、教育長の」に改める。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とし、第6条を第3条とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

「識見」を「教育長、識見」に、「、常勤の監査委員」を「、教育長及び常勤の監査委員」に改める。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の

一部を次のように改正する。

第1条第1号中「(大阪市教育長の給与等に関する条例(昭和27年大阪市条例第16号)第3条において準用する場合を含む。)」を削る。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大阪市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「(教育長である者を除く。)」を削る。

別表中

「

教育委員会	
委員長	日額 42,100円
委員(教育長である者を除く。)	日額 35,100円

」

を

「

教育委員会委員	日額 35,100円
---------	------------

」

に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「除く。)、」を「除く。)又は」に、「第1条第5号に掲げる職員又は教育長」を「第1条第6号に掲げる職員」に改める。

(大阪市職員退隠料及び遺族扶助料条例の一部改正)

第8条 大阪市職員退隠料及び遺族扶助料条例(昭和24年大阪市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第2条、」を「第2条又は」に改め、「又は大阪市教育長の給与等に関する条例(昭和27年大阪市条例第16号)第2条」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

平成28年3月28日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たに設置される教育長の給与に関する事項を定めるとともに、規定を整備するため、特別職の職員の給与に関する条例ほか7条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

(趣 旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる本市職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(1) - (2) 省 略

(3) 教育長

(3) - (6) 省 略

(4) (7)

(給 料)

第2条 省 略

2 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員の給与は、別表によるものとし、同条第4号及び第5号に掲げる職員の給与は、職員に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。第4号 第6号

5号 第6号

以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

(手 当)

第3条 職員に対しては、給料のほか、給与条例の適用を受ける者の例に準じ、手当（第1条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる職員については、通勤手当に限る。）を支給する。第4号 第7号

2 前項に定めるもののほか、6月又は12月に在職する第1条第1号から第3号まで及び第6号から第4号 第7号

に掲げる職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当を支給する。

第4条 前条に定めるもののほか、第1条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる職員が退職第5号 第7号

したときは、その者に退職手当を支給する。

2 第1条第2号、第3号 及び第6号に掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日にかつ第4号まで 第7号

おけるその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 省 略

(2) 第1条第3号に掲げる職員 100分の20

(2) 第1条第3号に掲げる職員 省 略

(3) 第4号

(3) 第1条第6号に掲げる職員 省 略

(4) 第7号

3 第1条第4号に掲げる職員に対する退職手当の額は、当該職員としての在職期間等を考慮し
第5号

て職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。）
の適用を受ける者の例に準じ、市長が定める。

4 第1項に定める職員（第1条第6号に掲げる職員を除く。）の退職手当の支給は、任期ごと
第7号

に行う。

附 則

1 省 略

2 当分の間、第1条第2号、第3号 及び第6号に掲げる職員に対する退職手当の額は、
から第4号まで 第7号

第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の50（第1条第6号に
第7号

掲げる職員にあっては、100分の5）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、
これを切り捨てた額）を減じた額とする。

3 省 略

別表（第2条関係）

職 員	給料月額
省 略	省 略
副市長	省 略
教育長	907,000円
省 略	省 略

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例
第5号）（抄）

附 則

1 - 6 省 略

7 特別職の職員の給与に関する条例第1条第2号、第3号及び第6号に掲げる職員（任期の初
第4号 第7号

日が平成27年12月18日以前である者に限る。）に対する当該任期に係る退職手当の支給については、改正後の条例第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、当該退職手当の額は、次に掲げる額の合計額を特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定による退職手当の額とみなして改正後の条例附則第2項の規定を適用して得た額とする。

(1) 改正前の条例別表に規定するその者の給料月額に任期の初日から平成27年12月18日までの月数（1月未満の端数がある場合においては、15日以下は切り捨て、16日以上は1月とする。次号において「基準日前の月数」という。）を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 省 略

イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に掲げる職員 省 略
第4号

ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第6号に掲げる職員 省 略
第7号

(2) 改正後の条例別表に規定するその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）から基準日前の月数を減じて得た月数を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 省 略

イ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に掲げる職員 省 略
第4号

ウ 特別職の職員の給与に関する条例第1条第6号に掲げる職員 省 略
第7号

大阪市教育長の給与等 に関する条例（抄）
勤務時間等

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 教育長の給料月額、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に規定する給料表の適用を受ける職員の例に準じ、市長が定める。

第3条 教育長の給与については、前条に定めるものの外、給与条例の規定を準用する。

第4条 教育長の旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の定めるところによる。

第5条 - 第6条 省 略
第2条 第3条

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（抄）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）に基づく副市長、**教育長**、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員（以下「常勤の監査委員」という。）及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の給料月額は、当分の間、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、副市長にあつてはその100分の14に相当する額、**教育長及び常勤の監査委員**にあつてはその100分の10に相当する額、秘書にあつてはその100分の11.5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、特別職給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（趣 旨）

第1条 次の各号に掲げる規定により、6月又は12月に在職する職員に支給することとされている手当については、この条例の定めるところによる。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第22条 （大阪市教育長の給与等に関する条例（昭和27年大阪市条例第16号）第3条において準用する場合を含む。）

(2) - (3) 省 略

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

（この条例の目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、非常勤の職員で次に掲げるもの（以下職員という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 教育委員会委員（教育長である者を除く。）

(2) - (8) 省 略

別表（第2条関係）

区分	報酬
教育委員会委員	日額 35,100円
<u>委員長</u>	<u>日額 42,100円</u>
<u>委員（教育長である者を除く。）</u>	<u>日額 35,100円</u>
省 略	省 略

備考 省 略

職員の退職手当に関する条例（抄）

（適用範囲）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員（交通局に所属する職員（以下「交通局職員」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条の規定により採用された職員を除く。）、特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第1条第5号に掲げる職員又は教育長（以下これらを第6号「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

大阪市職員退職料及び遺族扶助料条例（抄）

（給料の意義）

第7条 この条例において給料とは、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第3条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）第2条、又は特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第2条又は大阪市教育長の給与等に関する条例（昭和27年大阪市条例第16号）第2条に定める給料をいう。